







施策の方向性(4)生活支援サービスの充実

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備                      ②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援                      ③多様な主体による生活支援サービスの充実                      ④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化                      ⑤地域ケア会議の活用</p>	<p>○生活支援コーディネーターが地域支えあいづくり協議体(第一層協議体)を開催し、高齢者のICT活用に向けた取組等について協議を行った。また、各地域で開催している支えあいのまちづくり協議体(第二層協議体)では、高齢者の孤立予防やつながりをつくる仕組みづくりについて協議し、それぞれの地域で高齢者の交流のきっかけとなるような取組を行った。</p> <p>○地域福祉コーディネーターの支援により、勝どきデイルーム（月島地域）を拠点とした地域活動が新たに4団体立ち上がり、継続的に活動を行っている。また、地域活動団体のネットワーク化に向けた取組として、勝どきデイルーム活動団体の交流会を試行的に実施し、活動団体同士の相互交流を図った。</p> <p>○勝どきデイルーム（月島地域）のほか、6月から多世代交流スペースはまる一む（日本橋地域）を地域活動の拠点として活用した。</p> <p>○ファミリーサポート事業では、会員を増やすため、オンラインを活用し、リモートによる登録時説明会・講習会を実施した。</p> <p>○暮らしの困りごとサポートについては、自宅で簡易な作業に対する補助を必要とするひとり暮らし及び高齢者のみの世帯が増加しているため、サービス依頼件数が増加している。</p> <p>○コロナ禍でもできる地域公益活動について、中央区社会福祉法人連絡会を通じて検討した結果、直接的な交流ができない状況においても、子ども・高齢者・障害者が手紙を通じて交流を図り、つながりをつくる「おたよりでつなぐまごころプロジェクト」を実施した。</p>	<p>A  (B)</p>	<p>○各協議体では活発な意見交換が行われ、取組も具現化しつつあるが、第一層と第二層協議体の連携や、第二層協議体間の連携が必ずしも十分ではなかった。</p> <p>○勝どきデイルームで新たに4団体が継続的な活動を行う一方で、地域活動に関する相談はあったものの立ち上げに至らなかったり、立ち上げ後の継続的な活動につながらなかった団体もあった。また、多世代交流スペース「はまる一む」では活動する団体が少ないことから、新規活動団体を発掘していく必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触を避ける傾向が強まり、ファミリーサポート事業の活動も鈍化がみられ、提供会員数が減少した。</p> <p>○暮らしの困りごとサポートの利用者が固定化してきているため、新規利用者獲得のための取組が必要である。</p> <p>○社会法人連絡会で検討・実施したプロジェクトをより多くの地域住民や関係機関等に知ってもらえるよう、情報発信を行う必要がある。また、法人連絡会において、各社会福祉法人の取組について紹介し、今後の連携の仕方について検討していく必要がある。</p>	<p>○各協議体間の連携を深める仕組みづくりを検討し、具体化に向けた取組を行う。</p> <p>○地域活動に興味がある方へ効果的に働きかけを行うよう周知方法を工夫して「はまる一む」等地域活動拠点の認知度向上を図るとともに、勝どきデイルームで実施した活動団体同士の交流会を継続的に実施するなど地域活動団体のネットワーク化の推進に努める。</p> <p>○ファミリーサポート提供会員登録時講習会の周知を再検討するとともに、コロナ禍においても不安なく参加できる開催方法を検討し、提供会員の増加に努める。</p> <p>○暮らしの困りごとサポートをさらに多くの方に利用してもらえよう、高齢者クラブや高齢者通いの場等、様々な機会を捉えて周知を行っていく。</p> <p>○プロジェクトの報告用広報紙を作成するなど、地域に広く情報を発信していく。また各法人に対し丁寧にヒアリングを行い、法人が把握している地域課題を共有するとともに、各法人の取組についても共有することで、地域ニーズに応える活動の展開について検討していく。</p>	

施策の方向性(5)多様な住まい方の支援

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進                      ②区民住宅の管理の適正化                      ③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援                      ④住み替え支援                      ⑤生活困窮者の住まいの確保支援                      ⑥グループホーム等の整備</p>	<p>○ひとり暮らしの重度身体障害者、65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯・日中独居高齢者等に対し、緊急通報システム機器を設置した。</p> <p>○高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅の改修や機器の設置支援等を行った。</p> <p>○住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、問合せや支給者数は多い状況にあり、自立相談支援機関の人員体制の強化により対応した。</p> <p>○月島三丁目北地区再開発にあわせて整備する障害者向け複合施設について、再開発の事業スケジュールを踏まえつつ、関係部署等と連携・協議し、盛り込むべき機能やレイアウトを整理した上で、設計をまとめた。</p>	<p>B  (B)</p>	<p>○サービス付き高齢者向け住宅等の供給については、相談はあるものの、コロナ禍における先行き不透明な情勢や、土地・建物の確保が困難である本区の特性などにより、具体的な計画には至らなかった。</p> <p>○住宅改修費の支給・住宅設備改善給付ともに件数が増加しており、今後也要介護・要支援認定を受けた高齢者等の一人一人にあわせた質の高い住宅設備改善となるような仕組みの構築が必要である。</p> <p>○障害者向け複合施設の運営方法、提供するサービス、事業者募集要項等について整理をしていく必要がある。</p>	<p>○区のおしらせやホームページ等を活用し、サービス付き高齢者向け住宅等を供給する民間事業者の募集を行うとともに、再開発の機会を捉え供給誘導を進めていく。</p> <p>○住宅設備改善給付の申請前に高齢者住宅設備改善アドバイザーを派遣し、家屋の条件や身体状況に合わせた改修となるよう助言や提案を行うなど、効果的な住宅設備改善に資する給付を行っていく。</p> <p>○再開発の事業スケジュールを踏まえ、引き続き関係部署等との連携・協議を行い、運営方法等を整理し、運営事業者の選定に向けた準備を進めていく。</p>	

基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

施策の方向性(1)地域コミュニティの活性化

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①さまざまな主体による活動の推進 ②多世代交流の促進 ③地域活動拠点の整備 ④地域における防災・防犯活動の支援 ⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	<p>○コミュニティふれあい銭湯を毎月第2・4水曜日に開設し、世代間交流とコミュニティ意識の形成を図った。</p> <p>○地域活動の総合的な拠点となるほっとプラザは、みよりのリニューアルに向け、引き続き、地域住民等と施設の運営について意見交換を行った。</p> <p>○新たに訪問看護ステーション内に高齢者通いの場が立ち上がった。(基本施策1(2)②再掲)</p> <p>○勝どきダイルーム(月島地域)のほか、6月から多世代交流スペースはまる一む(日本橋地域)を地域活動の拠点として活用した。(基本施策1(4)②再掲)</p> <p>○感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を21カ所の防災拠点で実施した。</p> <p>○町会・自治会と商店街が連携し、コロナ禍でも実施可能な工夫をこらしてイベントを実施した。また、地域スポーツクラブが協働事業として提案した障害のある方向けの事業を実施するとともに、新たな地域スポーツクラブの設立に向け、設立準備会への出席や広報活動への協力を行った。</p>	B  (B)	<p>○町会・自治会によって「中央区町会・自治会ネット」の活用に差があり、新しい生活様式に沿った地域活動のあり方や活動のデジタル化等を検討していく必要がある。</p> <p>○勝どきダイルーム、多世代交流スペースはまる一むで開催している「おとなりカフェ・ちょこっと相談会」は、コロナ禍においては参加者同士の交流を図りにくい面がある。</p> <p>○高齢者通いの場について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための広い活動場所や、継続して活動できる場所の確保が難しい。(基本施策1(2)②再掲)</p> <p>○令和3年度区政世論調査の防犯対策において、区に力を入れてほしい施策として「地域の防犯カメラや街路灯設置の推進」が4割台半ばで最も多いことから、適切な支援が必要である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、防災拠点訓練の参加者を制限して実施した。感染症収束後には、より多くの区民の参加を促していくため、防災意識の高揚や訓練内容の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>○町会・自治会の地域活動におけるデジタル技術活用のニーズを把握するとともに、町会・自治会がSNS等により独自に発信している情報と区ホームページ等との連携を一層強化していく。</p> <p>○コロナ禍においても、引き続き感染症対策に配慮しながら、おとなりカフェを開催し、参加者同士の交流を促進していく。</p> <p>○高齢者通いの場の活動場所の確保が難しい団体からの相談を受けるとともに、区のおしらせで活動場所の提供を呼びかける等、活動を推進する取組を検討していく。(基本施策1(2)②再掲)</p> <p>○町会・自治会等の防犯カメラの新規設置や機器の更新等を継続的に支援し、引き続き、地域力をいかした犯罪に強いまちづくりの推進を図る。</p> <p>○地域が主体的に防災拠点運営委員会の活動を行えるよう、活動マニュアルの更新や資器材の整備など、引き続き、支援を行っていくとともに、より実践的かつ効果的な訓練内容の充実を図っていく。</p>	

施策の方向性(2)地域の担い手や活動団体の育成・支援

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①地域の担い手の養成 ②さまざまな主体との協働の推進 ③ボランティア活動の支援 ④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援 ⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)	<p>○地域における顔の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ担い手養成塾の講座を開催し、塾修了生の総数は118人となった。</p> <p>○地域活動のための「場」や人間関係のつながりを生み出す場づくり入門講座や、ボランティア活動の普及と参加の促進を図るボランティア講座を実施した。</p> <p>○社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決に取組み、よりきめ細かな行政サービスを提供するため、令和2年度採択事業「一緒に体を動かそう～障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業～」を実施した。</p> <p>○ボランティア・区民活動センターにおいて、ボランティア活動の相談や紹介を行ったほか、夏休み・ボランティア体験「イナっこ教室」、福祉体験講座を実施した。</p>	B  (B)	<p>○担い手養成塾の修了生が着実に増えている中、地域活動を実施する上で修了生同士が協力できる環境を支援するためのフォローアップを実施する必要がある。</p> <p>○さわやか体操リーダー・元気応援サポーターの対象年齢を引き下げたが、育成講座の申込者数が少ない。また、リーダーの高齢化等による登録者数の減少により健康づくりの場への派遣依頼に対応することが難しくなっている。</p> <p>○協働事業提案を行う団体を増やしていく必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉施設等でのボランティアの受け入れが困難な状況となっている。</p>	<p>○修了生同士の交流の場の提供や協働ステーション中央の相談事業によるフォローアップの実施により、修了生とさまざまな団体との連携を支援し、町会・自治会活動をはじめ地域活動の広がりを促進していく。</p> <p>○さわやか体操リーダー及び元気応援サポーターの育成講座の継続的な実施により、健康づくりの担い手を増やし、安定した健康づくりの場の提供を目指す。</p> <p>○補助金の交付等による団体への幅広い活動支援により、社会貢献活動団体の裾野を広げること、協働事業提案を行うことができる団体を増やしていく。</p> <p>○自宅で実施できるボランティア活動の提案やリモートの活用等、コロナ禍においても可能な方法での事業実施を一層進めていく。</p>	



施策の方向性(3)重層的見守りネットワークの充実

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①民生・児童委員の活動支援 ②青少年の健全育成支援、家庭教育支援 ③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進 ④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大 ⑤民間事業者等による見守り体制の推進 ⑥地域の支援者のネットワーク化	○民生・児童委員協議会や相談支援機関との連絡会を開催し、民生・児童委員と行政や関係機関との情報交換の場を確保し連携強化を図るとともに、研修会や施設見学会の実施により民生・児童委員の資質向上を図るなど、民生・児童委員が円滑に活動できる環境整備を図った。  ○見守りを希望する高齢者に対し、あんしん協力員による戸別訪問や街中での声掛け等といった地域見守り活動を行う団体に、活動費の支援を行った。  ○認知症の正しい知識と理解を持ち、自分のできる範囲で認知症の人を応援する「認知症サポーター」や、身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちにいち早く気づき、声掛けや地域福祉コーディネーター等必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」の養成講座を開催した。  ○通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を実施する事業者と協定を締結し、地域のおとしより相談センターと連携の上、見守り活動を実施した。	B  (B)	○人口の増加に伴う高齢者、障害者の増加や子育て世帯の増加、核家族化などにより、地域住民からの相談は複雑化していることに加え、生活困窮者への支援や地域での見守り活動など、住民に身近な立場で相談に応じ、必要な支援へつなぐ民生・児童委員の役割はさらに重要なものとなっている。推薦母体である町会・自治会の高齢化等により、改選期に後任の選出が困難になるなど担い手不足が課題である。  ○町会・自治会・マンション管理組合を単位として組織された団体による見守りは、協力員の高齢化等に対応するため、新たな担い手の確保及び見守りの方法の工夫が必要となっている。  ○認知症サポーター養成講座への需要の高まりに応えるため、区民のキャラバン・メイトによる講座の拡大が必要である。(基本施策1(3)③再掲)  ○ささえあいサポーター養成講座の参加者は、60代・70代が多く、年齢層に偏りがあつた。また、講座終了後の活動へのフォローアップが不十分である。  ○子育て交流サロン「あかちゃん天国」において、民生・児童委員の協力を得て、妊娠中の方や乳幼児の保護者の方が気軽に地域に相談できる関係づくりを行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、施設によっては民生・児童委員による相談活動を制限する必要があつた。	○できるだけ欠員が生じないよう、候補者の選出について引き続き町会・自治会に働きかけ、担い手の確保に努めるとともに、相談支援機関との連絡会や研修会等の実施、班体制の構築など、民生・児童委員が安心して活動できるよう支援を行っていく。  ○おとしより相談センターと連携し、地域ケア会議や講座等において事業の周知に努めるほか、地域見守り活動団体交流会の開催を通じた他団体の好事例の共有等により、あんしん協力員の確保に向けた支援を行っていく。  ○区民で、認知症サポーター養成講座の講師としての資格を持つキャラバン・メイトによる講座の拡大を図るとともに、キャラバン・メイト同士の交流会を行っていく。(基本施策1(3)③再掲)  ○ささえあいサポーター養成講座に多様な年齢層が参加してもらえよう、開催日時等の検討を行うとともに、講座修了生を対象としたフォローアップ講座を開催するなど、講座終了後も継続的な関係を築く仕組みを検討する。  ○新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、引き続き民生・児童委員と連携しながら、乳幼児の保護者等と地域とのつながりを構築していく。	

施策の方向性(4)心のバリアフリーの推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①福祉教育の推進 ②障害者等の参加・交流機会の充実 ③多様性を認め合うまちづくりの推進 ④多文化共生の意識醸成 ⑤男女共同参画の推進	○障害の特性や支援方法を記載した冊子「中央区障害者サポートマニュアル」を小学4年生・中学1年生及び各所管に、「ヘルプマーク・ヘルプカード」を区施設の窓口に、「障害者差別解消法リーフレット」を窓口、健康福祉まつり、研修等で、それぞれ配布した。  ○感染症対策指針に基づき、徹底した感染対策のもと「健康福祉まつり2021」を開催した。また、障害者スポーツ体験会は第1回は中止となったものの、第2回は開催することができた。  ○国際交流のつどいは中止となったが、国際交流サロンは年7回実施することができた。  ○男女共同参画講座等を開催(参加者数延べ498人)したほか、男女共同参画ニュース「Bouquet」を年2回発行した。	B  (B)	○介助等の体験を行う区立中学校職場体験学習及び福祉センター利用者と区立保育園との交流について、感染症対策の工夫により実施できるかどうかを、検討する必要がある。  ○障害者スポーツ体験会は、参加者数が増えず、特に若い世代の参加が少ないことから、より多くの方に参加してもらえるような取組が必要である。	○子どもの頃からの障害と障害者に対する理解を深めることは重要であり、今後とも職場体験学習への生徒の受け入れや保育園との交流活動に取り組むことができるよう、手紙や文書の交換、映像を活用した啓発等、感染症対策に配慮した実施方法について、関係部署と検討を重ねていく。  ○実施種目のマンネリ化の解消のため、新規種目の導入に向け、東京都障害者スポーツ協会の用具貸与事業を活用するなど関係機関との連携を強化する。また、事業の周知方法の見直しを図っていく。	



施策の方向性(2)健康危機管理対策の推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①感染症対策の推進 ②衛生的な環境の確保 ③食生活の安全確保 ④医事・薬事の安全確保	<p>○令和3年5月から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、集団接種と個別接種の両方での接種体制を構築した。</p> <p>○令和4年1月に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者の医療ニーズに対応するため「中央区自宅療養サポートセンター」を設置した。また、感染の急拡大に対応するため、同年3月に、一部の感染者に対してショートメッセージを利用した疫学調査を導入した。</p> <p>○東京2020大会開催時には、晴海に保健衛生支援東京拠点を設置し、東京都や組織委員会と連携しながら選手村に滞在するアスリート等の感染症の対応を行った。</p> <p>○環境衛生関係施設、食品関連施設、薬事関係施設等への監視指導をそれぞれ実施した。</p> <p>○ねずみの個別相談会や防除講習会を実施し、防除への意識向上に寄与したほか、区内の団体が自主的に行うねずみの駆除・防除に要した経費を一部補助し(21団体)、地域におけるねずみ防除の促進を図った。</p>	A  (B)	<p>○引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を推進するとともに、今後の感染症等の発生に備えた保健所の体制整備について検討する必要がある。</p> <p>○地域ねずみ防除促進事業については、令和元年度から3年間限定で補助事業を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、取組を検討しているものの実施に至らなかった町会等が複数あったことから、事業を延長する必要がある。</p> <p>○令和3年6月からHACCPが本施行されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会等の普及啓発事業がほとんど実施できず、法改正の周知が不徹底であった。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症については、引き続きPCR検査センターの運営を行うとともに、感染症予防に関する情報の周知や、学校・保育園との連携による感染症発生・拡大の防止、新型コロナウイルスワクチン接種などの取組を進めていく。また、感染症等の発生に備え、組織整備や専門的な人材の確保・育成による体制の強化を図っていく。</p> <p>○地域ねずみ防除促進事業については、補助の実施期間を令和5年度まで2年間延長し、引き続き、補助金の活用に向けた相談対応や事業の周知を図っていく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、HACCPの制度化について、法改正の周知に努め、制度の普及を図っていく。</p>	

施策の方向性(3)福祉サービスの質の向上・人材確保

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化 ②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 ③福祉サービス苦情相談窓口の設置 ④福祉専門職等人材の確保	<p>○社会福祉法人1件、保育所53件、障害福祉サービス事業所15件の指導検査を実施した。介護サービス事業所については、書面による検査を2件実施した。</p> <p>○中央区福祉保健部指定管理者評価委員会を開催し、12法人17施設の評価を行った。また、福祉サービス第三者評価受審費用の助成により、私立保育所25件、障害者支援施設5件、高齢者福祉施設6件、介護サービス事業所7件の受審があった。</p> <p>○福祉に関する各種サービスへの苦情・相談窓口の相談時間を「午後1～5時」から「午前10時～正午、午後1時～3時」に変更し、利便性の向上を図った。</p> <p>○介護人材確保支援事業に16人、介護職合同就職相談・面接会に25人が参加し、14人が区内介護事業所に就職することができた。</p>	B  (B)	<p>○保育所は毎年新園が開園しており、指導検査方法や時間の工夫が必要であり、指導検査のスキルを上げていく必要がある。</p> <p>○介護相談員の介護保険施設への派遣再開に向け、施設へのヒアリングの実施や相談員の連絡会の再開などを行っているが、外部から施設にウイルス等を持ち込まないよう、慎重に検討する必要がある。</p> <p>○介護人材確保支援事業は、参加者のニーズに対して募集の枠が少ない。また、就職した13名のうち、2名は3カ月以内に離職している。</p>	<p>○勉強会等の開催により、指導検査職員のスキル向上に努めていく。</p> <p>○介護相談員の派遣再開に向け、わたなーる桜川、グループホームロンジェへの見学会を検討する。</p> <p>○介護人材確保支援事業は、参加者の募集枠を拡大し、区内事業者への就職希望者を増やすことで介護職員不足の解消を図っていく。</p>	



施策の方向性(4)生活困窮者等の自立支援

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①暮らしと仕事の自立支援 ②ひとり親家庭の自立支援 ③子ども・若者の学習支援 ④ひきこもり支援	<p>○多様で複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談に対して、相談員がアセスメントを行い支援プランを策定した。また、必要に応じてプランの見直しを行うとともに、自立達成のめどが立った場合などには支援プランの評価を行い、適切なフォローを行った。</p> <p>○母子・父子自立支援員兼家庭・婦人相談員を1名増員し、相談に対応したほか、必要に応じて関係部署と相互に連携しながらひとり親家庭への支援を行った。</p> <p>○子どもの学習・生活支援事業は、令和3年度より生活困窮家庭に加え、ひとり親家庭を対象とした学習支援事業と一体的な実施を行い、小・中学生の定員拡大と、これまで状況の把握が困難であった高校生世代の学習の場を新設し、小学生から高校生まで一貫した切れ目のない支援体制とした。</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づく支援会議において、各課・機関で把握しているひきこもりケースの状況・課題等について情報共有し、ひきこもりの支援にあたっての方向性について意見交換を行った。また、地域の支援者等を対象にアンケートを実施し、ひきこもり支援対象者の実態やニーズの把握を行った。</p>	B  (B)	<p>○ひとり親家庭相談では、相談員の増員により急な相談にも対応することができているが、専用の相談室がなく、場所の確保に時間を要し、迅速に対応できない場合がある。また、相談内容が複雑かつ複合的なケースでは、関係部署との連携に時間を要することがある。</p> <p>○令和3年度から子どもの学習・生活支援事業の対象となった高校生世代について、学習面だけでなく生活面の課題等に対しても、適切な支援を提供するため、利用者のニーズを把握し、必要に応じて内容等の見直しを図る必要がある。</p> <p>○ひきこもりに関するアンケート結果を踏まえ、複合的な課題を抱える家庭やひきこもり状態にある方への包括的な支援体制の構築、関連施策の方向性を検討していく必要がある。</p>	<p>○区施設改修等の機会を捉え、専用相談室の確保を図っていく。また、複雑かつ複合的な課題を抱えた方の相談に対しても、適切に助言・指導を行うため、関係部署との連携強化を図るとともに研修等を通じたスキルアップを図っていく。</p> <p>○高校生世代については、「進学コース」を設け、児童の状況にあった適切な支援を実施し、学習の場としての機能と居場所としての機能の両立を図っていく。</p> <p>○支援会議を定期的に行い、地域の様々なネットワークを活用した実態把握、就労準備支援事業の活用、地域社会資源の開拓、相談員のアウトリーチによる介入や社会参加の促進等、支援の手法について検討していく。</p>	

施策の方向性(5)権利擁護の推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①人権尊重 ②児童虐待防止 ③高齢者・障害者の虐待防止 ④成年後見制度の利用促進	<p>○要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関において要保護児童等についての情報共有や児童虐待に関する理解を深めた。また、中央区・台東区・東京都で共同モデル事業（台東区の子ども家庭支援センター内に東京都児童相談所のサテライトオフィスを設置）を実施した。</p> <p>○区民向け虐待防止パンフレットの作成及び配布、介護事業者への虐待防止マニュアルの周知により高齢者虐待に関する通報・窓口の啓発を行うとともに、障害者サービス事業所において集団指導や実地指導時に障害者虐待防止の啓発や取組の確認を行った。</p> <p>○中央区成年後見制度利用促進計画を策定したことに伴い、中央区社会福祉協議会を「中核機関」と位置付け、制度のさらなる利用促進を図った。</p> <p>○中央区成年後見制度利用促進審議会を開催し、利用促進に係る各取組状況の進捗状況の点検・評価や、次期計画に盛り込むべき施策の方針策定に向けた検討を行った。</p>	A  (A)	<p>○児童福祉法の改正に伴い、児童相談所に通告のあったケースで区による身近な支援が適切だと判断されたものは子ども家庭支援センターに送致されるようになり、区が対応すべき案件が増えている。今後も担当件数の増加が見込まれるため、関係機関との連携強化及び児童相談体制の強化が求められている。</p> <p>○障害者虐待防止のさらなる推進に向けた取組が令和4年度に義務化されることから、障害者福祉サービス事業所に対して、周知を図っていく必要がある。</p> <p>○高齢者等の人口増加に伴い、判断能力が不十分な高齢者等も増加が見込まれることから、成年後見制度の利用が必要な人が適切な支援を受けられるよう、成年後見制度の利用促進を図る必要がある。</p> <p>○養成した社会貢献型後見人候補者について、後見人等として受任可能な事例が限定されていることから、受任件数が少なくなっており、受任促進に向けた検討を行う必要がある。</p>	<p>○要保護児童対策地域協議会の中で、保健所・保健センター・警察署等関係機関との連携をより一層強化するとともに、児童相談体制の強化のため開設した中央区・台東区・東京都の共同モデル事業を活用し、児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携強化と区職員の人材育成に努めていく。</p> <p>○義務化される取組について、障害者福祉サービス事業所の実地指導で確認を行うとともに、取組を実施していない事業所に対しては、適正な取組を指導する。</p> <p>○地域の関係機関と連携し、効果的な周知方法を検討するほか、制度のニーズを把握し、迅速かつ適切な支援を行う。</p> <p>○社会貢献型後見人の受任要件の見直しや専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー形式、後見人等を複数人選任する複数選任について検討する。</p>	



施策の方向性(6)ユニバーサルデザインのまちづくり

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①情報バリアフリーの強化 ②人にやさしい空間づくり ③子どもを守る安全なまちづくり</p>	<p>○令和3年度よりテレビ電話通訳や音声機械通訳ができるタブレット端末を区役所の一部窓口を設置した。</p> <p>○広報紙から抜粋した記事を声の広報・点字広報として希望者に送付したほか、広報紙の個別配送を希望する高齢者・障害者に無料で配送した。</p> <p>○小伝馬町・人形町・新川エリアのバリアフリーマップを作成し、区内全域のマップ作成が完了した。また、マップ作成の中心的な役割を担うボランティアの育成を行った。</p> <p>○歩道平坦工事化工事を実施し交差点部における歩道の勾配を改善したほか、3カ所の公衆便所の改築工事を実施し、バリアフリー化を図った。</p>	<p>A (A)</p>	<p>○タブレット端末の導入により、庁内に設置している英語の通訳・翻訳窓口への依頼件数は減少している。また、手話通訳者についても、利用が少ない。</p> <p>○バリアフリーマップ更新を担うボランティア育成のための講習会の参加者数が減少している。また、バリアフリーマップの更新情報を収集するために構築したWeb投稿ページの投稿数が伸び悩んでいる。</p> <p>○区内の再開発等に伴う道路状況の変化により、遊び場としての道路開放を廃止せざるを得ない場合がある。また、区民の生活スタイルや子どもの遊び方も変化しており、遊び場に対するニーズを正確に把握する必要がある。</p>	<p>○英語の通訳・翻訳窓口については、設置日の見直しなどについて検討する。また、手話通訳者の設置については、区のおしらせや障害者福祉団体等を通じ、周知を図っていく。</p> <p>○今後も住民参加によるバリアフリーマップの更新を行うため、Webによる講習会等の開催など、より多くの新規ボランティアを育成するとともに、ボランティアが講習会参加後も主体的かつ継続的に活動できる環境を整備していく。</p> <p>○道路開放を廃止した場合に、地域や区民からのニーズにより新規での遊び場の確保を検討する。その際は、警察署や青少年対策地区委員会などの関係団体と綿密に協議し、進めていく。</p>	